【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十四条　削除

（改正前）

第三十四条　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において大蔵省令で定める率をこえてはならない。

②　前項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、同項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

③　前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定めるところにより、これを計算しなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第三十四条　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において大蔵省令で定める率をこえてはならない。

②　前項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、同項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

③　前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定めるところにより、これを計算しなければならない。

（改正前）

第三十四条　証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

②　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において大蔵省令で定める率をこえてはならない。

③　前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

④　前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定めるところにより、これを計算しなければならない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十四条　証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

②　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において大蔵省令で定める率をこえてはならない。

③　前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

④　前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、政令で定めるところにより、これを計算しなければならない。

（改正前）

第三十四条　証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

②　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率をこえてはならない。

③　前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

④　前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを計算しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第三十四条　証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

②　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率をこえてはならない。

③　前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

④　前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを計算しなければならない。

（改正前）

第三十四条　（①　新設）

①　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率を超えてはならない。

②　前項の規定において、営業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、　負債総額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一　資産

イ　現金

口　預け金

ハ　所有有価証券（借入金の担保に供している国債証券及び地方債証券を除く。）

ニ　貸付有価証券

ホ　預け有価証券

へ　保管有価証券

ト　営業保証金、会員信認金その他の保証金

チ　有価証券の売買その他の取引に因り生じた顧客に対する貸残高

リ　貸付金

ヌ　未収入金

ル　その他土地、建物、備品器具、営業権その他の固定資産を除き証券取引委員会規則で定める資産

二　負債

イ　借入金（土地、建物その他の固定資産、国債証券又は地方債証券を担保とするものを除く。）

ロ　借入有価証券

ハ　預り有価証券

ニ　有価証券の売買その他の取引に因り生じた顧客に対する借残高

ホ　預り金

ヘ　未払金

ト　その他証券取引委員会規則で定める負債

③　前項の資産及び負債の評価基準は、証券取引委員会規則で、これを定める。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十四条　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率を超えてはならない。

②　前項の規定において、営業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、負債総額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一　資産

イ　現金

口　預け金

ハ　所有有価証券（借入金の担保に供している国債証券及び地方債証券を除く。）

ニ　貸付有価証券

ホ　預け有価証券

へ　保管有価証券

ト　営業保証金、会員信認金その他の保証金

チ　有価証券の売買その他の取引に因り生じた顧客に対する貸残高

リ　貸付金

ヌ　未収入金

ル　その他土地、建物、備品器具、営業権その他の固定資産を除き証券取引委員会規則で定める資産

二　負債

イ　借入金（土地、建物その他の固定資産、国債証券又は地方債証券を担保とするものを除く。）

ロ　借入有価証券

ハ　預り有価証券

ニ　有価証券の売買その他の取引に因り生じた顧客に対する借残高

ホ　預り金

ヘ　未払金

ト　その他証券取引委員会規則で定める負債

③　前項の資産及び負債の評価基準は、証券取引委員会規則で、これを定める。